

# 土木建築委員会会議記録

土木建築委員長 衛藤 明和

## 1 日 時

平成29年6月22日（木） 午前10時00分から  
午前11時17分まで

## 2 場 所

第1委員会室

## 3 出席した委員の氏名

衛藤明和、井上明夫、嶋幸一、木田昇、小嶋秀行、久原和弘、吉岡美智子

## 4 欠席した委員の氏名

なし

## 5 出席した委員外議員の氏名

森誠一、古手川正治、堤栄三

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

土木建築部長 阿部洋祐 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第72号議案、第73号議案、第74号議案及び第76号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 陳情12について、質疑を行った。
- (3) 県内所管事務調査のまとめとして、執行部から説明を受けた。
- (4) 指定管理者の更新について、新設電柱の道路占用を禁止する区域の指定について及び平成28年度予算の繰越しについてなど、執行部から報告を受けた。
- (5) 特別委員会の設置について、委員から意見を聴取した。
- (6) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることにした。
- (7) 県外所管事務調査の行程を決定した。

## 9 その他必要な事項

なし

## 10 担当書記

議事課委員会班 副主幹 長友玉美  
議事課議事調整班 主幹 増永康弘

# 土木建築委員会次第

日時：平成29年6月22日（木）10：00～

場所：第1委員会室

## 1 開 会

## 2 土木建築部関係

10：00～11：50

### (1) 付託案件の審査

第 72号議案 工事請負契約の変更について

第 73号議案 大分県宅地建物取引業審議会条例の廃止について

第 74号議案 訴えの提起について

第 76号議案 平成29年度大分県一般会計補正予算（第2号）  
（本委員会関係部分）

### (2) 付託外案件の審査

陳 情 12 大分県港湾施設管理条例に関することについて

### (3) 県内所管事務調査のまとめ

①豊後大野市朝地町綿田地区の地すべりについて

②ドローンの活用について

### (4) 諸般の報告

①指定管理者の更新について（大分県リバーパーク犬飼・大洲総合運動公園）

②新設電柱の道路占用を禁止する区域の指定について

③平成28年度予算の繰越しについて

④大分県地域強靱化アクションプラン2017の策定について

⑤「豊ちやく2017」について

### (5) その他

## 3 協議事項

11：50～12：00

(1) 特別委員会の設置に係る意見について

(2) 閉会中の継続調査について

(3) 県外所管事務調査について

(4) その他

## 4 閉 会

## 会議の概要及び結果

**衛藤委員長** ただ今から、委員会を開きます。

本日は委員外議員として、森議員、古手川議員、堤議員が出席されています。

ここで委員外議員の皆様をお願いします。

発言を希望される場合は、委員の質疑、討論終了後に、挙手の上、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願います。

なお、審査の進行状況を勘案しながら議事を進めてまいりますので、委員外議員の皆様には、あらかじめ御了解をお願いします。

まず、審査に先立ちまして、おととい6月20日、県内で発生しました地震につきまして、執行部から報告をいたしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

**阿部土木建築部長** それでは、最初に一昨晚の23時27分という深夜の時間帯に発生いたしました県南部を中心とする豊後水道震源の震度5強の地震について報告します。佐伯市、津久見市、豊後大野市、竹田市の管内におきましては、委員におかれましても地震被害について大変御心配いただきました。私どもも発災と同時に現地の確認、点検に入りました。その結果、一番早いところでは、例えば、佐伯港のフェリーの岸壁の点検が0時16分に既に済んでおります。以降、もちろん現場に危険があるような砂防ダム等につきましては、朝未明からの現地点検ではございましたけれども、道路点検を含めて、やれる点検につきましては深夜にかけて関係事務所の職員が一致団結しまして、安全に注意しながらしっかりと点検を行いました。その結果、幸いにも我々の管理する施設に対しての被害は発生していないということでございました。

また、この地震が一番心配されている綿田地区にどう影響があったかということでございますが、これにつきましても、深夜の監視体制を含めてしっかり把握しておりますし、

また、現地も朝一番で確認をしました。その結果、特にこの地震に関する影響というのはなかったということでございました。

これから正に梅雨本番という時期を迎えます。私ども土木建築部は、地域の防災センターとして12土木事務所の機能をフルに発揮しながら、県民の皆様のお安心を確保するために、しっかりと注意深く、また緊張感を持って取り組んでいきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いたします。

**衛藤委員長** それでは審査に入ります。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案4件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより審査に入ります。

まず、第72号議案工事請負契約の変更について、執行部の説明を求めます。

**稲井道路建設課長** 第72号議案工事請負契約の変更について御説明いたします。お手元の委員会資料の1ページを御覧ください。

本議案は、国道217号の大分市白木で整備を進めております延長2キロメートルの道路改良事業のうち、延長172.3メートルの仮称白木1号トンネルに係る工事請負契約の変更についてでございます。

本工事は、平成27年12月16日に梅林・敷総合特定建設工事共同企業体と契約を締結し、平成28年第4回定例会にて、当初の完成工期2月23日のところを7月31日まで工期延長する変更契約を御承認いただいた案件でございます。

この度の主な変更理由について御説明申し上げます。

左下の変更事項欄を御覧ください。大きく三つございます。

まず1点目は、想定以上の強固な岩盤が出現したことによる掘削費等の増額でございます。トンネル掘削において亀裂が少ない強固

な岩盤が出現し、右下の図に示しておりますが、掘削面に局部的に穴をあけて破碎機械を挿入する割岩工法を通常のトンネルの工法に加えて実施したことによる増額でございます。

次に2点目は、表層すべり対策費の増額でございます。トンネル坑口部分の掘削後に、山の表面の地盤が当初の想定より軟弱であったため、表層すべりが発生しまして、その対策工事の追加が必要となったものでございます。

3点目は減額した内容でございますが、残土の仮置場が当初の見込みより近い場所で確保できたことにより、その分運搬距離が短くなり、減額となったものでございます。

以上の理由によりまして、契約金額は当初6億998万4千円に対し、変更7億2,630万円となりまして、1億1,631万6千円の増額をお願いするものでございます。

**衛藤委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑はありますか。

**久原委員** これは国道10号と何か関係あるん。（「217号」と言う者あり）いやいや、10号のバイパス。

**稲井道路建設課長** 佐賀関の方の。

**久原委員** 白木。分かった。

**衛藤委員長** 他にありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 他に御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第73号議案大分県宅地建物取引業審議会条例の廃止について、執行部の説明を求めます。

**宮本建築住宅課長** 第73号議案大分県宅地建物取引業審議会条例の廃止につきまして御説明いたします。

委員会資料の2ページをお願いします。

この審議会は、宅地建物取引業法第73条の規定に基づき昭和49年に設置されており、これまで宅地建物取引業者の業務停止や免許取消しなど、法の施行上重要な事項について調査審議してきたところですが、この度廃止するものです。

廃止の理由といたしましては、一つ目は平成18年12月に国が監督処分基準を明示し、県もこれを受けて平成24年5月に新たな監督処分基準を施行したことで、以後の違反行為については客観的・統一的な処分が可能となり、審議会で審議する必要性がなくなっていることにあります。

二つ目に、処分対象は原則として過去5年間の違反行為であり、新監督処分基準の施行前の違反行為については旧基準により処分する必要がありましたが、今年4月末をもって新基準施行後5年が経過し、実質的に審議会で調査審議すべき事項がなくなっています。

こうしたことから今回、この審議회를廃止する条例案を上程しました。

なお、この審議会廃止後は、現行の監督処分基準に基づき適正かつ迅速に処理してまいります。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第74号議案訴えの提起について、執行部の説明を求めます。

**藤田公営住宅室長** 第74号議案訴えの提起について御説明いたします。

資料の3ページを御覧ください。

県営住宅の家賃及び駐車場使用料を長期にわたって滞納しており、交わした分納の約束

を守らず、和解にも応じないなど、今後の支払が見込めない入居者について、住宅の明渡し等を求め地方裁判所に提訴するものでございます。

今回の訴えの対象者は、資料の1訴えの提起対象者の表のとおり1名となっております。

また、2の訴えの提起の内容のとおり、今回の請求では、県営住宅の明渡しと、明渡し請求日の属する月までの未納家賃に加えて条例で規定された延滞金と損害賠償金の支払を求めるものでございます。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第76号議案平成29年度大分県一般会計補正予算（第2号）のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

なお、次第（3）の県内所管事務調査のまとめにあります①豊後大野市朝地町綿田地区の地すべりについても関連しますので、一緒に説明をお願いいたします。

**阿部土木建築部長** 第76号議案平成29年度大分県一般会計補正予算（第2号）につきまして、総括的な内容を御説明いたします。

お手元の土木建築委員会資料の4ページをお開き願います。

平成29年度6月補正予算（第2号）予算説明資料でございます。

まず、今回の土木建築部に係る補正予算額ですけれども、1の補正予算額の表の中ほど、内訳の第2号の欄に記載しておりますとおり、一般会計におきまして、土木費で14億4,524万円の増額をお願いするものでございます。

次にその下の表の2の土木建築部の平成29年度予算額の区分欄、一般会計の上から7行目の計の欄を御覧ください。

既決予算額887億5,588万2千円にその右の今回の補正予算額14億4,524万円を増額しますと、更にその右の計の欄にありますとおり、補正後の土木建築部の一般会計の歳出予算総額は902億112万2千円となります。

そのすぐ下の内訳を御覧ください。

今回の補正予算は、公共事業のうち2行目の災害関連が14億3,424万円、一番下、非公共事業が1,100万円となっております。

今回の補正予算につきましては、豊後大野市朝地町綿田地区で発生した地すべりに関する調査や、抜本的な対策工事等に要する経費を計上しておりまして、これにより対策に万全を期してまいりたいと考えております。

以上、私から総括的な説明をさせていただきました。

詳細につきましては、砂防課長から説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

**亀井砂防課長** 補正予算の詳細について御説明いたします。

委員会資料5ページの中ほどの表を御覧ください。

まず、2補正事業の内容の表の一番上の1（公）緊急地すべり対策事業でございます。

綿田地区で発生した地すべり活動を抑える抜本的な対策工事を実施する経費として、14億3,424万円の増額をお願いするものでございます。

次に表の上から2段目、2（単）砂防改修事業でございます。

先ほど御説明いたしました対策工事を実施するため、地すべり防止区域を変更指定するとともに、基本計画を作成する経費として、1,100万円の増額をお願いするものでございます。

補正予算の説明に関連しまして、綿田地区

の地すべりの状況について御説明させていただきます。

委員会資料の6ページと7ページに災害の概況、これまでの経緯及び対策工事の概要、また被災状況を記載しておりますので御覧ください。

県はこれまで、地すべりの動きを緩和するため、既決予算などを充用し、監視・観測体制の強化に努めながら、移動区域外から水抜きボーリング工事などの応急対策を行ってきました。

一時期に比べまして、動きが落ち着いてきましたので、先週より区域内のボーリング調査に着手したところであります。

今後は、水位計などの観測を行い、専門家の助言を得ながら、地すべりのメカニズムを明らかにし、現場の状況を注視しながら抜本的な対策工事を実施いたします。

続きまして、主な対策工事について御説明いたします。

委員会資料の8ページをお開きください。

資料上段の地下水を抜く横ボーリング工や、中ほどの集水井工などの工事により地すべりの動きを抑制させ、その効果を確認した後、下段にあります杭などの構造物を設置し動きを停止させます。

以上で、第76号議案平成29年度大分県一般会計補正予算（第2号）及び綿田地区の地すべりの状況説明を終わります。

**衛藤委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑はありますか。

**久原委員** 私は土木建築委員会で現地視察に行ってみたんですよ。そのときはちょうど森議員も一緒じゃったと思うんですけど、私は現地を見て、これは土木建築委員会の仕事じゃねえなと思った。なぜかという、農林水産委員会がこの原因は何なのかということもよう考えてやらんと駄目だなと思ったから。例えば、この7ページの③の写真を見て。これが落ちたところじゃわな。これはのり面が耕地面積よりも広い、こげな田をどんどん作って

いけば、落ちるのは当たり前やねえか。これは昔んごと多分千枚田みたいなやつで、耕運機も回らんような田やったんやと思うんじゃ。それをこげんどんどん広うしてな。本当にのり面を切るために百姓しよるようなもんじゃわい。こげな田を作っているから駄目だと思わんかい、そげな理屈にならんか。

**亀井砂防課長** 地すべりにつきましては、今動きがやっと落ち着きましたので、地すべりの亀裂が入っている中について調査ボーリングをさせていただいております。それをすることによりまして、実際の滑っている面がどの辺りなのか調べます。

例えば、8ページを御覧いただければと思います。8ページの一番上の横ボーリングのところにもございますように、点線が入っているのがすべり面と考えられているところです。ここがどのくらいの深さなのか、そして雨によって地下水がどのくらい上がるのか、それから雨によって移動土塊がどのような方向にどのくらいのスピードで動くのかとか、そういったメカニズムを確定しないと、地すべりの原因が、委員がおっしゃったような原因かというのでも定かではありませんので、まずはメカニズムの解明に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**久原委員** 昔の人はよう考えてからしちよるわけ。それを崩して効率化だけを考えるとどんどん広うしよったんじゃ、こげんことなるわ。だから原因をもうちょっと追及しながら、これから先をどうするかということを考えると、こげんことはどこんこも起こるで、今から。皆こげんことしよる。これで最終的にどげんなるかといったら、跡継ぐやつおらんで、全部これが草やぶになってしまう。大きなこと銭かけて。

**阿部土木建築部長** この地区は、もう当然御案内のことと思いますが、綿田米という非常においしいお米がとれると聞いております。まずは、地すべりのメカニズムを含めてしっかりとこの対応をすることが土木建築部の最大の責務と思って今一生懸命やらせていた

だいております。その上で、もちろん農林水産部、あるいは地元の豊後大野市とも一緒になって、この農地の復元に向けて、そしてそれが今後の地すべりの助長にならないことも含めて、土木建築部としては、しっかりとそういう観点で協議し、最終的に安全な綿田地区にしていきたいと思っております。

**久原委員** そこが一番大事なところなんです。だけんな、その原因をきちっと突き詰めて、それで、これからの土木行政と農政の関係も一緒になって考えていかんと駄目だと思うよ。

**木田委員** 今回の対策工事はとりあえずこれで地すべりを止めようというもので、抜本的な対策については、まだまだ研究して調査して、最終的にやるんだというところに進めていくんでしょうか。多分、大山か何かで昔こういったことがあったんじゃないですかね。こういった井戸に生コンを流してやってみるとか、そういうところを今後探りながら最終的な、抜本的な対策を講じるように今後やっていくのかというところを教えていただければと思います。

**亀井砂防課長** 現在は、まず地すべりの動きをゆっくりさせる。緩和させるということで、8ページにありますような水抜きボーリングを行い、それも地すべりが移動している中で危ないので外から抜いております。

今後につきましては、まずは地下水が原因だということですので、8ページにありますような横ボーリング工とか集水井工を行うことによりまして、動きを抑制し、地すべりの土塊の中で仕事ができるような形に持っていきたいというふうに思っております。最終的には、8ページの一番下にありますような鋼管杭工などでしっかりと地盤を押さえつけて動きを停止させるという抜本的な対策により、今回の動きは収めてしまいたいと考えております。

**木田委員** 分かりました。

**衛藤委員長** 委員外議員は何かありませんか。

**森委員外議員** 土木建築部長、砂防課の亀井課長を始めとする皆様には、ここにあります

ように、宅地のひび割れが5月16日に発見されたその翌日には本庁から現場に行って確認をしていただき、今も昼夜、また土日、休日問わず対策をしていただいていることに対し、心から感謝申し上げます。また、土木建築委員の皆様にも現場に来て確認していただきました。本当にありがとうございます。

先ほどお話にもありましたように、この件につきましては農地との関連も非常にあることから、農林水産部と連携をしながら今後の対策工事を進めていただくことになると思うんですけれども、2点ほど確認させていただきます。

まず今日提示していただいている集水井工については7か所ということで図面にもございます。これは今回、国に予算を申請するに当たって、これぐらいの数量が必要だということで申請されたとは私は把握しているんですけれども、実際には、今から調査をしながら、この集水井工の位置、また最終的な抑止杭の位置等を検討していくということによろしいのかどうかというのが1点です。

また、基本計画策定を行うということで、砂防改修事業の中で1, 100万円の予算が計上されていますけれども、基本計画を立てるに当たって、冒頭申し上げた農地との関連があることから、農林水産部との今後の協議をどのように行っていくのか、その点についてお聞かせいただきたいと思っております。

**亀井砂防課長** 集水井工につきましては、まずこの数についても、あるいは深さ、配置の場所につきましても、まだあくまでも予定という段階でございます。地すべりの深さ、方向等が決まりましたら、2番目の御質問ともリンクするんですけど、地すべりの動きを助長するような形での農地の復旧というのはどうなのかと思っておりますので、農林水産部ともよく協議しながら、更には田んぼを耕作するときの仕事のしやすさとかもあるでしょうから、その辺も配慮しながら進めてまいりたいと考えております。

**森委員外議員** 農林水産部と土木建築部の連

携を取りながらの対策工事をお願いいたします。

また、写真にあるように最近の集水井工は上にぼこっと出て、5メートル四方ぐらいの大きな構造物が残ることになりますので、最終的には今の状況とは非常に変わった形になるのかなと思います。きちんと地すべりが止まって、またその後耕作ができるような状況になるまで、長期間を要するかと思いますけれども、引き続きの御支援をよろしくお願いいたします。

**堤委員外議員** 資料の6ページによると、昭和39年に1回地すべりが起きていますよね。そのときの危険区域を黒線で囲っていますが、今回の警戒区域はそれより広いですね。今回地すべりが起きたということは、前回は昭和39年だから50数年前なだけけれども、そのときの技術的な問題というか、到達点がやっぱりあったんでしょう。

今回はこの対策をすることによって、今後範囲が広がって落ちないようにすることは技術的に可能なんですか。昭和39年の技術では可能じゃなかったんでしょう、結局50年後に落ちたわけですから。今回は、集水井工とか水抜きとかをするだけけれども、これをすることによって、この警戒区域そのものが50年後、60年後も大丈夫だという状況にするのは技術的には可能と判断していますか。

**亀井砂防課長** 当時の地すべりは6ページの中ほどに②という数字がございます。その中の茶色く囲んだだ円形というか、ちょっといびつな形のものが当時の変状でございまして、幅が80メートル、長さが100メートルという非常に小規模なものでございました。当時はこれを止めるということで対策をしております。

今回は、この当時のすべりを含むような形で、白の③番を頭にしまして、赤い線で右と左にがん行状に亀裂が並んでおります。青い線で1級河川平井川というのがございますが、赤い線から平井川までを囲んだ形が実際に移動している土塊と考えております。このエリ

アについては先ほど申し上げましたような対策をすることによってしっかりと止められるんじゃないかと現時点では考えております。

**衛藤委員長** 他にありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 他に御質疑等もないようなので、これより採決いたします。本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、付託外案件の審査に入ります。

議長から回付されております陳情12大分県港湾施設管理条例に関することについて、執行部の意見を求めます。

**梶原港湾課長** 大分県港湾施設管理条例に関する御説明をさせていただきます。陳情文書表の3ページの大分県港湾施設管理条例に関することについてです。

まず、港湾施設への漁網、漁具等の放置についてですが、県といたしましては、定期的に巡視を行いまして、国東市や県漁業協同組合くにさき支店とともに港湾施設の適正管理について協議し、文書等により指導を行ってまいりました。その結果、廃船やベルトコンベア、廃棄された消防自動車、漁具等の撤去につながっております。

次に、国土交通省への対応についてですが、提出者からの連絡を受けて、国から状況の確認等の連絡があったものであり、これまでも県漁業協同組合くにさき支店や漁具等の所有者に指導を行っていることや、撤去の状況及び今後の取組について国に説明しています。

また、監査についてですが、昨年5月に行われた監査の結果は、「どの程度の期間漁具等を置き続けると不法放置となるのかについて条例、規則等に明確な規定が存在しない以上、本件各漁具等の存置が不法なものである



と断ずることもできない」とされ、「違法又は不当に県有地の管理を怠る事実は認められないと判断する」ということになりました。

また、港湾管理者として利用者を把握すること、それから適正な港湾施設の利用を確保するため、条例を始めとする関係規程とその運用を総合的に見直すことを求められました。

監査結果を受けまして、運用の見直しに向けて、平成28年の9月、12月に県、市、地元漁協などからなる国東地区港湾施設等利用協議会を開催しまして、利用ルール等を協議しているところでございます。

この中で協議の整った地区について、野積場等を漁具等の移動先として整備しまして、漁民の方々と協力しながら、移動を進めているところでございます。

その他の地区につきましても、協議会で議論を行いながら、同様に適正な管理に向けて対策を進めてまいります。

**衛藤委員長** この陳情について、御意見はございませんか。

**堤委員外議員** この陳情は3月議会でも出たよね。

今、話を聞いてみると、その港湾のところは撤去されていると。撤去されているのであれば、こんな陳情は出ないじゃないですか。そこら辺の当事者との協議は結局どうなっているんですか。

**梶原港湾課長** 先ほど御説明しました撤去した消防自動車とかの話はもちろん以前の話ですけれども、陳情者がおっしゃっているのは、まだエプロン等に漁網とかがあるじゃないか、だからそれを完全に撤去せよということでございます。去年から始めております協議会で協議の調ったところについては移動してもらっていますが、100%なくなっていないじゃないかということで陳情を出されたと理解しております。

**堤委員外議員** 野積場を造ることで漁具を全部移動させるということですが、全体のうちの何割ぐらい今野積場ができていいのか。そして、こうやって野積場を造って行って、漁

具がきれいになっていくのは当事者両方にとっていいわけなんだから、そういう話は陳情者も了解するでしょう。それは何で了解しないの。

**梶原港湾課長** 野積場はもともとあるんですけども、少し利用しやすいように地面をならしたりした地区が協議が調った地区として先ほど説明したところです。それは一つの地区なんですけれども。

**堤委員外議員** あと残り何地区あるの。

**梶原港湾課長** 地区自体が一番上からいくと伊美港からありますので、数はちょっとすぐ出てきませんけれども、下の安岐まで。

（「八つ」と言う者あり）ということで、先ほど申し上げたように100%移動しているわけではございませんので、少しずつ頑張っております。我々が勝手に漁具を動かすわけにはいかず、地元の協力がなくなかなか片付かないことですので、そういった理解を求める協議は幾度となく行っています。地元と協議ができたところについては移動させていますという説明は陳情者に繰り返し行っているところでございます。

**堤委員外議員** やはり人間にはボタンの掛け違いというのがあると思うけんね、そこら辺は是非県が中に入って、うまくまとめるようにしてあげてください。毎回同じ陳情が出るのもどうかと思いますからね。

**衛藤委員長** 他に御意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 他に御意見等もないので、以上で陳情については終わります。

次に、県内所管事務調査のまとめに入ります。

①の説明は先ほど受けましたので、次の②ドローンの活用について、執行部の説明を求めます。

**麻生建設政策課長** 県内所管事務調査のまとめ、ドローンの活用について御説明いたします。

委員の皆様におかれましては、去る5月18日から6月7日の間、土木建築部の所管事

務及び重点事業について調査いただきました。

現地で御指導、御助言いただきました点につきましては、今後の土木建築行政にいかしてまいりたいと考えております。

県内所管事務調査を踏まえまして、まとめとして、1点目の豊後大野市朝地町綿田地区の地すべりについては先ほど補正予算に関連して説明させていただきましたので、2点目のドローンの活用について説明させていただきます。

委員会資料の9ページをお開き願います。

ドローンについては、上空からの撮影により、災害時における被害状況の確認や、工事進捗状況の把握、地元説明会での分かりやすい資料の作成に活用することなどを目的として導入しております。

導入の状況についてですが、別府、大分、佐伯、豊後大野、竹田、玖珠、日田、中津の八つの土木事務所に配備し、3人1組をフライトチームとして運用しているところでございます。

フライトチームは、学科、技能からなる土木建築部独自の認定試験に合格した者を充てることとしており、現在、県下12土木事務所と玉来ダム建設事務所の計13事務所で82名の認定合格者がおります。このうちドローンが配備されていない土木事務所等にも21名の合格者がおり、事務所間で調整しながら活用しているところでございます。

具体的な活用の状況ですが、先ほど御説明しました綿田地区地すべり災害では、安全性の面から警戒区域が指定され、現地への立入りが制限される状況の中で、毎日の被害状況の確認や国への要望資料、メディア等への情報発信など様々な面で活用しているところでございます。

今後も、雨期に入り、豪雨等による災害が発生した場合に迅速な情報収集に努めるなど、引き続き積極的な活用を図ってまいります。

**衛藤委員長** ただ今の報告につきまして、御質疑、御意見はありませんか。

**吉岡委員** ちょっと教えてください。今、8

土木事務所に配備されているということで、前にも質問があったかもしれませんが、13事務所全てに今から少しずつ置いていかれるのかということが一つです。それから、ドローンを大分土木事務所で見せていただいたときに、二、三千円から幅広くあるということをお聞きしました。これは例えば、一般の方が買って、自分のところの地域を勝手に操作するということはよかったですかね、その二つを教えてください。

**麻生建設政策課長** 1点目につきましては、今年度8機の体制で運用することとしております。今年度が初めてでございますので、実際に今からの雨期の災害等への対応や、それ以外の事業を進める上での活用の状況を見まして、やはり各土木事務所に必要だということになれば、それぞれの事務所への追加配備は当然検討していきたいと考えております。

それと、2点目につきましては、何千円とかいうドローンは子どものおもちゃみたいなものでございまして、県の分が機体だけで約30万円だったと思います。それ以上の測量機器も積めるようなものになりますと、当然機体も大きくなりますので何百万円もするなど、いろいろな種類がございます。県としては、測量等は我々ですることがありませんので、現地の状況を確認するなどの先ほど申しました目的に合うものは、今導入している機体だと考えております。

また、一般の方も当然これを購入して飛ばすことができますが、飛ばすに当たっては、航空法に定められた禁止のエリア、あるいは届出が要する場合等がございますので、そういった手続を行えば飛ばすことは可能です。

**森委員外議員** 今回、綿田地区の災害では立入りができませんので、資料にも載っていますけれども、ドローンによる空からの撮影で日々状況確認をしていただいていると聞いておりますし、実は、林業を専門にやっている業者がドローンを用いて空撮したものを、今回、地形図として土木建築部に提供していただいています。これはボランティアで提供し

ていただいたんですけれども、そのドローンは機体を含めて6千万円ぐらいするもので、レーザー測量なので地形の地山まで全部そのレーザーを照射して把握することができる。林業の業者ですから、当然木を植える計画を立てるために、そういったものを専門的に使っていると聞いております。今回、6月の初めに空撮をしていただいた分はボランティアでしていただいているんですけれども、今後、1か月もたちますと地形の変状とかも見られるのと、また資料的に残すのにも、そういった民間業者の技術を活用することは重要じゃないかと考えております。

ドローン協議会も今回立ち上がったということで、災害時に立ち入れない、危険があるというところに対して、例えば、火山噴火であれば降灰した土を採取するとか、また遭難した方を赤外線で捜索するとか、いろんな活用がこれから考えられるわけですけれども、土木建築部においては、災害時にドローン協議会との連携で調査するようなことを考えられているのかどうかお尋ねいたしたいと思います。

**麻生建設政策課長** 先ほど議員がおっしゃいましたような高度な解析をするためには、そういったものに対応する機器が要りますし、当然民間の力を借りなければ我々ではできませんので、外部委託等をやっていくと思えます。

ドローンの活用につきましては、今後いろんな面で、今想定されていないことにも使われるかもしれない、ビジネスになるんじゃないかということでああいう協議会ができたと考えておりますし、協議会の中でどういった使い方があるのかというのがいろいろ出てくると思います。土木建築部としましては、いろんな施設の点検などの際にも、橋りょうやのり面の詳細な損傷状況が分かるようなものを開発している業者もいますので、そういったものについては、オーソライズされた時点で活用していくのかなと考えております。我々もそういった動きをしっかりと注視しながら、

業務の中で活用していきたいと思っております。

**森委員外議員** 是非災害時連携協定なり、そういったことも考えていただければと思っております。

**衛藤委員長** 他にありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 委員外議員もありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 他に質疑もないようですので、以上で県内所管事務調査のまとめを終わります。

次に、執行部より報告をいたしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

まず、①の報告をお願いします。

**浦辺土木建築企画課長** 資料の10ページをお開き願います。

土木建築部関係の指定管理者の更新2件について、御報告いたします。

今回、更新対象となるのは、上段1の表に記載しています大分県リバーパーク犬飼と大洲総合運動公園です。

施設概要にありますように、リバーパーク犬飼はサッカー場2面とカヌー艇庫が主な施設で、豊後大野市が指定管理者となっております。大洲総合運動公園は硬式野球場、テニスコートなどが主な施設で、体育保健課が所管する大分県立総合体育館と一括して、ファビルス・プランニング大分共同事業体が指定管理者となっております。

その下、2の指定期間・選定方法についてです。リバーパーク犬飼は、隣接する市有施設を含めて、豊後大野市と今後の施設の一体的な利活用策を検討するための期間として、指定管理期間を2年間とし、引き続き豊後大野市を任意指定することとしています。

大洲総合運動公園は、大分県立総合体育館が平成32年4月に大分市に移管される予定となっているため、指定管理期間を2年間とし、現在の指定管理者のファビルス・プランニング大分共同事業体を任意指定することとしています。

3の目標指標については、施設の管理運営が良好に行われているかどうかの目安として設定するものです。

まず、リバーパーク犬飼は、利用者数を目標指標として、昨年度の指定管理者評価部会において、芝の管理状況が悪化しているとの指摘を受けたことを踏まえ、芝の適正な維持管理のために年間9,600人としています。

また、大洲総合運動公園についても、利用者数を目標指標として、過去4年間の最高値である平成28年度の実績から、年間18万8,500人としています。

最後に今後のスケジュールですが、11ページを御覧ください。

7月下旬から1か月間のパブリックコメントを実施・公表の上、9月上旬に有識者意見聴取を行います。

その上で、上から二つ目の枠にありますように、第3回定例会で債務負担行為予算議案を御審議いただき、その後、第4回定例会で指定管理者指定議案について御審議いただく予定としております。よろしくお願いたします。

**衛藤委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見はございませんか。

**井上副委員長** 大洲総合運動公園のファビルス・プランニング大分共同事業体というのはどういう団体なんですか。共同事業体ということで幾つか一緒になっているんでしょうけど。

**浦辺土木建築企画課長** 大分合同新聞の子会社のプランニング大分さんと、そういった施設のメンテナンスなどを専門とする会社の共同事業体になっています。

**井上副委員長** 当初から特に公募ではなくて任意指定ですか。

**浦辺土木建築企画課長** 当初は公園協会というところに直接委託をしておりましたが、公募でこの業者に取っていただくようになって、もう2回が経過しております。

**井上副委員長** 今回は公募ではなくて、任意指定ですか。

**浦辺土木建築企画課長** 今回はあと2年後に大分市に移管するというので、期間が限られているので、今ノウハウがあるところに引き続きやっていただきたいということであり

**衛藤委員長** 他にありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 委員外議員もありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 他に御質疑もないので、次に②の報告をお願いします。

**和田道路保全課長** 続きまして、資料の12ページを御覧ください。

新設電柱の道路占用を禁止する区域の指定について説明させていただきます。

まず1の道路法の改正についてでございますが、平成25年9月に道路法第37条が改正され、道路の占用の禁止又は制限をする区域について、従来の「交通が著しくふくそうする道路若しくは幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るために特に必要があると認める場合」に加えまして、今回、アンダーラインをしております「災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため」に特に必要な場合が追加されました。これらの場合に、道路管理者は、水道や電気、ガス事業等のライフライン事業者に認められてきました許可の特例の各規定にかかわらず、区域を指定しまして道路の占用を禁止し、又は制限することができるかと法改正されたところでございます。

2の本県管理道路における道路法第37条の取扱いについてでございますが、これまで、道路法改正前も含めまして、この規定による占用の禁止、又は制限を行った区域はありませんでしたが、今回の改正を受けまして、電柱につきましては、地震等の災害が発生した場合に倒壊し、緊急車両の通行や地域住民の避難に支障を来すおそれが高いことから、県が管理する約3,300キロメートルの道路のうち、緊急輸送道路の約1,450キロメートルについて、新設電柱による道路占用

を禁止する区域として指定することといたします。

なお、下に書いてございますように、既存電柱につきましては当面の間、占用を認めることとし、県民生活や経済活動に支障を来すなど、やむなく道路区域内に電柱を設置せざるを得ない場合は、原則2年間を上限としまして仮設電柱の特例の設置を認めます。

今回の規制につきましては、関係する電気事業者等と事前に協議を行いまして、御理解いただいたところでございます。

最後に、今後のスケジュールですが、新設電柱による占用を禁止する区域指定について県報での告示を行い、7月21日から施行する予定でございます。

**衛藤委員長** ただ今の報告につきまして、御質疑、御意見はございませんか。

**嶋委員** 既存電柱の取扱いで、当面の間認めるということですが、当面ってどのくらいを考えているんですか。

**和田道路保全課長** 下の方に参考で書いておりますとおり、九州地方整備局の直轄道路におきましては、もう既に指定をしております。熊本県も指定しており、九州各県も今年度同じように対応すると思っておりますが、当面の間というのは、全国的にいつまでということはこちらとありませんので、国の動向も見ましてまた考えていくことになると思っております。直近で変えていくという情報は今入っておりませんし、県も同じような形で対応していきたいと思っております。

**嶋委員** 占用禁止はよく分かるんですが、災害時は既存の電柱、古くなっている電柱の方が危険だと思います。よくそこら辺の考え方を整理しておかないといけないと思っておりますので、よろしくをお願いします。

**小嶋委員** 仮設電柱の例外で、今県道、国道も含めて、電柱設置の申請が出ていますか。

**和田道路保全課長** 九州電力とかNTTに聞きましたところ、新設の電柱については年間それぞれ数十本程度の申請が出ているということでございます。県全体で、今既設電柱が

県管理道路で2万5千本近くになっておりますけど、それから比べれば、新設は非常に少ない状況ではございます。

**小嶋委員** 原則2年は、場合によっては仮設電柱の設置を許可するということですが、これは2年たったときには外せという話になるんですか。

**和田道路保全課長** 基本的に新設する場合、民地に立ててくださいという指導をします。用地交渉を事業者がしますけど、どうしても理解を得られなくて、その近辺しか設置できない場合につきましては、2年を過ぎてまた申請が出れば、交渉状況も確認した上でやむを得ない場合は許可する形もあるということにしております。

**小嶋委員** 民地であろうが公の土地であろうが、電柱で線を配線して県民生活の用に供するというのであれば、災害が起こったときはどっちも危ないと思うので、あんまり縛りをきかせないようにしておかないと、それこそ利便性が担保できないんじゃないかなと思うんですが。年間に数十本ということであれば、それぞれ計画的にやるのかもしれませんが、2年の縛りというのはあんまり有効じゃないんじゃないかなと思っておりますがね。

**和田道路保全課長** 原則論としまして占用禁止でございますので、仮設の特例扱いという形で2年と設定しておりますけど、やむを得ない場合はそれを更新していく形もあり得ると思っております。

**衛藤委員長** 他にありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 委員外議員もありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 他に御質疑等もないので、次に③の報告をお願いします。

**浦辺土木建築企画課長** それでは資料の13ページを御覧ください。

平成28年度予算の繰越しについて、御報告いたします。

平成28年度から29年度への明許繰越しについては、繰越限度額を今年の第4回定例

会と先の第1回定例会で御承認いただいたところでございます。

その限度額は、一般会計と特別会計を合わせ、表の一番下の28年度の欄、下から2行目、右から2列目の合計の欄にありますように、349億1,185万4千円となっております。その2行上にあります昨年度に比べて、約69億円の増となっております。

これは、熊本地震の災害復旧や、国の大型補正予算もあり、28年度の最終予算が対前年度比で、約121億円の大幅な増額となっていたことによるものです。

他方、その確定額につきましては、一般会計と特別会計を合わせまして、その下にありますように、237億2,132万9,240円となっており、その右の、限度額に占める確定額の割合は67.9%と、その上段にある、昨年度の74.8%に比べ、6.9ポイント低下しております。

これは、先ほど申し上げましたとおり、予算額が前年度に比べ大幅な増額になったことから、その執行は厳しい状況にありましたが、繰越しの早期承認を拡大し、工事の着手時期を前倒しすることで、例年に比べ前払金の年度内支払が増えるなど、事業の進捗が図られた結果であると考えております。

今後も引き続き、繰越しの早期承認などを有効活用し、鋭意、事業の執行に努めていきたいと考えております。

**衛藤委員長** ただ今の報告について、質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 委員外議員もありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 他に御質疑等もないので、次に④及び⑤の報告をお願いします。

**麻生建設政策課長** 大分県地域強靱化アクションプラン2017の策定について御説明いたします。資料の14ページをお開きください。

策定の経過についてですが、平成23年に発生した東日本大震災を契機として、国土の

強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に策定するために、平成25年12月に国土強靱化基本法が公布・施行され、翌年には国土強靱化基本計画が閣議決定されました。これを受けて、大分県では、平成27年度に大分県地域強靱化計画を策定いたしました。この計画はおおむね5年で見直しを行う予定としており、この計画を着実に推進するため、アクションプランについては、毎年度見直して各施策の進捗管理を行っているところでございます。

次に、資料の15ページを御覧ください。

概要についてですが、アクションプランは三つの章から構成されており、第1章はアクションプラン2017の位置付けと構成、第2章は各プログラムの推進計画、第3章はプログラム推進のための主要施策となっております。

今回のアクションプランの特徴は、昨年4月に発生した熊本地震の検証結果を踏まえた取組が追記されたことと、各プログラムの進捗状況の評価を加えたこととでございます。

具体的には、例として資料中ほどの熊本地震の検証結果を踏まえた推進計画の変更点の1、災害情報では、情報伝達の不備等による避難行動の遅れなどで多数の死傷者が発生するというリスクシナリオに対して、大分県災害時多言語情報センターを設置し外国人への災害関連情報を多言語で発信することを取組内容としてプログラムに位置づけました。

現在の策定状況は、5月24日に幹事会、5月31日に外部委員による有識者会議を開催し、今後、6月末から7月上旬の間に各部長を委員として構成する大分県地域強靱化推進委員会の開催を予定しているところでございます。

推進委員会での意見を反映させまして、最終的には7月中の完成を目指しております。

**稲井道路建設課長** 続きまして、資料の16ページをお開きください。

豊ちゃく2017について御報告いたします。

豊ちゃくは、今後5年間の道路の開通目標を公表することにより、職員の事業進捗管理意識の徹底及び県民への説明責任を高めることを目的に平成16年度から実施している取組でございます。

まず、上の表、豊ちゃく2016の達成状況を御覧ください。

平成28年度は、豊後大野市の県道三重新殿線赤嶺牟礼工区の約1キロメートルや玖珠町の県道菅原戸畑線慈恩の滝工区の約300メートルなど、区間15.3キロメートルの開通目標を掲げまして、整備に取り組みました。

その結果、用地の早期取得等もございまして、目標を上回る56区間15.4キロメートルの開通を行うことができました。

下段の豊ちゃく2017の目標を御覧ください。

今年度も、従来どおり、平成29年度から平成33年度の5か年の開通目標としまして豊ちゃく2017を策定し、資料右下のとおり、今後5年間に開通を目指す159区間68.2キロメートルについて、県民の皆様には事業スケジュールや期待される効果を公表したいと考えています。

特に今年度の開通目標としましては、大分市の庄の原佐野線元町・下郡工区の約1.2キロメートル、また国道217号、先ほど工事請負契約の変更について御説明しました白木拡幅の約700メートルの供用など、全体で55区間19.2キロメートルを目標として掲げてございます。

今後、事業進捗管理の徹底を図り、豊ちゃくに基つきまして着実に事業の推進を図ってまいります。

**衛藤委員長** ただ今の報告につきまして、質疑、御意見はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 委員外議員もありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何か他にありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 他に御意見もないようでありますので、これをもちまして土木建築部関係を終わります。

執行部、委員外議員の皆様は御苦労様でした。

〔土木建築部、委員外議員退室〕

**衛藤委員長** 次に、内部協議を行います。

まず、特別委員会設置に係る意見についてです。

現在、各会派から御意見を聞きながら、特別委員会の設置について協議していると聞いております。

そのことに関しまして、議長から、関係の常任委員会にこれらの特別委員会設置についてどう考えるか、参考意見を求められておりますので、事務局から説明させます。

〔事務局説明〕

**衛藤委員長** 以上、事務局に説明させましたが、御意見はありますか。

〔協議〕

**衛藤委員長** 今回は、特に委員会として一つの意見にまとめる必要はありませんので、本日、出された意見を議長に報告したいと思っております。

なお、実際の設置の可否等については、今後調整が行われるとのことですので。

次に、閉会中の所管事務調査の件についてお諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中の継続調査をいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 御異議がないので、所定の手続を取ることにいたします。

次に、さきの委員会で正副委員長一任となっておりました県外所管事務調査につきまして、お手元に配付しております行程のとおり実施したいと思っております。

事務局に簡単に説明させます。

〔事務局説明〕

**衛藤委員長** 御意見等はございませんか。

〔協議〕

**衛藤委員長** それでは、県外所管事務調査につきましては、そのように決定いたします。

今後、準備を進めていきます中で、訪問先の都合などにより行程の一部を変更する必要が生じた場合は、判断を委員長に御一任くださいますようお願いいたします。

欠席する場合や、部分的に行程を変更する場合は、事務局と早めに相談してください。

この際、他に何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 別のないようですので、これをもちまして委員会を終わります。

お疲れさまでした。